

(案)

写

岡 賃 審 第 号  
令和6年11月11日

岡 山 労 働 局 長  
森 實 久 美 子 殿

岡山地方最低賃金審議会  
会 長 益 田 佐 和 子

岡山県空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年7月3日付け岡労発基 0703 第2号及び7月29日付け岡労発基 0729 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、専門部会を設け慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

## 別 紙

岡山県空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

岡山県空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金

### 1 適用する地域

岡山県の区域

### 2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- ( 1 ) 空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製造業
- ( 2 ) 家庭用エレベータ製造業
- ( 3 ) 冷凍機・温湿調整装置製造業
- ( 4 ) 玉軸受・ころ軸受製造業
- ( 5 ) 農業用機械製造業（農業用器具を除く）（農業用トラクタ製造業を除く。）
- ( 6 ) 縫製機械製造業
- ( 7 ) 生活関連産業用機械製造業（包装・荷造機械製造業を除く。）
- ( 8 ) 基礎素材産業用機械製造業（化学機械・同装置製造業を除く。）
- ( 9 ) 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業
- ( 10 ) 真空装置・真空機器製造業
- ( 11 ) 他に分類されない生産用機械・同部分品製造業
- ( 12 ) 事務用機械器具製造業
- ( 13 ) サービス用・娯楽用機械器具製造業
- ( 14 ) ( 1 ) から ( 13 ) までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- ( 15 ) 純粋持株会社( 管理する全子会社を通じての主要な経済活動が( 1 ) から( 13 ) までに掲げる産業に分類されるものに限る。)

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- ( 1 ) 18歳未満又は65歳以上の者
- ( 2 ) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- ( 3 ) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,054円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり